

兵庫県公報

平成22年3月30日 火曜日 第2170号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	2
○ 学校法人の行うことのできる収益事業の種類（教育課）	2
○ 平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部改正（消費生活課）	3
○ 県営土地改良事業の換地処分（農地整備課）	3
○ 市営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	3
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	4
○ 土地改良事業の工事完了の届出（同）	4
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水質課）	5
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	6
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の区域の変更（同）	8
○ 車両制限令に基づく道路の指定（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	11
○ 柏原都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	11
○ 淡路・東浦都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	12
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 公有水面埋立免許の出願に係る関係図書の縦覧（港湾課）	13
○ 兵庫県土地利用基本計画の変更（都市政策課）	14
○ 景観形成重要建造物等の指定（同）	15
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（同）	15
○ 平成6年兵庫県告示第790号（景観形成地区の指定）の一部改正（同）	15
○ 平成6年兵庫県告示第791号（景観形成基準）の一部改正（同）	16
○ 都市計画区域の変更（都市計画課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 昭和39年兵庫県告示第332号（建築基準法第42条第2項の規定による道の指定）の一部改正（建築指導課）	18
○ 昭和46年兵庫県告示第223号（建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程）の一部改正（同）	18
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	18
○ 大規模小売店舗に対する県の意見の概要（都市計画課）	18

企業庁告示

○ 昭和44年兵庫県企業庁告示第3号（地方公営企業法の規定による兵庫県公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定）の一部改正 19

告 示

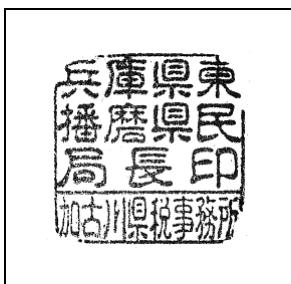
兵庫県告示第352号

1 に掲げる公印を平成22年3月31日限り廃止し、2 に掲げる公印を新調し、平成22年4月1日からその使用を開始する。

平成22年3月30日

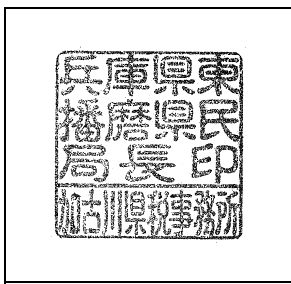
兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県東播磨県民局長印
(加古川県税事務所)

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県東播磨県民局長印
(加古川県税事務所)



兵庫県告示第353号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第2項の規定により、学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、平成22年4月1日から適用する。

なお、昭和26年兵庫県告示第344号（兵庫県学校法人収益事業の種類）は、平成22年3月31日限り、廃止する。

平成22年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 私立学校法第26条第1項の規定により学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、2 に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- (3) 収益事業の規模が当該学校法人の設置する学校の規模又は状態に照らして不適当なもの
- (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの

- (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
 - (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの
- 2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。
- (1) 農業、林業
 - (2) 漁業
 - (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
 - (4) 建設業
 - (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
 - (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
 - (7) 情報通信業
 - (8) 運輸業、郵便業
 - (9) 卸売業、小売業
 - (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
 - (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
 - (12) 学術研究、専門・技術サービス業
 - (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
 - (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
 - (15) 教育、学習支援業
 - (16) 医療、福祉
 - (17) 複合サービス事業
 - (18) サービス業（他に分類されないもの）
- 3 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。



兵庫県告示第354号

平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (19)中「消費者の拒否の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなしに」を「消費者の承諾を得ないで」、「反復送信して」を「送信して」に改める。

3 (8)の次に次のように加える。

(9) （閲覧・開示等の拒否）

契約又は法令の規定等により消費者に認められている財務書類の閲覧権、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使を拒否し、閲覧、開示等を拒むこと。



兵庫県告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成22年3月12日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大日川東Ⅱ期地区の換地処分をした。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県

知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
淡路市	平林地区	平成22年 3月30日から 同 年 4月19日まで	淡路市役所



兵庫県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名
三木市	宿原地区



兵庫県告示第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業主体	事 業 名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	備考 (事業内容)
市川町	土地改良総合整備事業（団体営一般）	南小畑	神崎郡市川町小畑	平成 2. 9. 22	平成11. 3. 30	区画整理



兵庫県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	備考 (事業内容)
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型 緊急整備事業）小規模	秋田新池	神戸市西区岩岡町古郷	平成18. 12. 14	平成21. 3. 19	
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	奥ノ森池	加東市山国	平成19. 10. 3	平成21. 5. 25	
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型 緊急整備事業）小規模	大野池	神崎郡市川町上瀬加	平成19. 8. 29	平成22. 2. 5	
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	菅谷下池	相生市矢野町菅谷	平成17. 9. 14	平成19. 1. 31	

同 上	菖蒲谷新池	佐用郡佐用町大島	平成19. 9. 26	平成21. 3. 19	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事(都市型 緊急整備事業) 小規模	カジリ池	丹波市市島町酒梨	平成20. 9. 16	平成22. 3. 19	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	石才大池	同 市春日町石才	平成20. 9. 30	平成22. 2. 26	
特定農業用管水路等特別 対策事業	多利	同 市春日町多利	平成21. 9. 4	平成21. 11. 30	農業用用水路 整備
同 上	北山	同 市柏原町北山	平成21. 9. 4	平成22. 1. 29	同 上



兵庫県告示第360号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町井土字小阪1160から1168まで、1169の1、1169の2、1170から1174まで、字休場1175から1185まで、字権行原1186から1198まで、字松尾ノ下タ1199から1204まで、1610から1615まで、字小谷1616から1620まで、1620の1、1621から1623まで、1623の1、1624、1625の1、1625の2、1626の1から1626の3まで、字焼山1627、1628、字大空1629、1630、字休場谷1631から1634まで、字奥山1635から1640まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小阪1163・1168(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1164、字松尾ノ下タ1199、1200、1610から1613まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第361号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

キンキサイン株式会社

姫路市香寺町犬飼527番地の1

代表取締役 山 口 義 弘

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
キンキサイン株式会社本社第2工場
神崎郡神河町福本字原谷川21-14
- (3) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 1	No. 2～No. 4	No. 1	No. 2～No. 25
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	1,375	雨 水 専 用 排 水 口	変 更 な し	雨 水 専 用 排 水 口
	最 大	1,375			
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	6～8			
	最 大	6～8			
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	10			
	最 大	10			
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	7.4			
	最 大	7.4			
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	20			
	最 大	20			
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	3.5			
	最 大	3.5			
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.55			
	最 大	0.55			

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 3月30日から同年 4月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び神崎郡神河町住民生活課



兵庫県告示第362号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成22年 3月10日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 株式会社村上建設
主たる営業所の所在地 豊岡市日高町中26番地の1
代 表 者 の 氏 名 村 上 勝 幸
許 可 番 号 兵庫県知事許可(特-19)第650522号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
 - (2) 期間
平成22年 4月 1日から同月 7日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社村上建設の元代表取締役及び元取締役は、平成21年 8月 4日、神戸地方裁判所において、廃棄物

の処理及び清掃に関する法律違反により、元代表取締役は懲役10月（執行猶予2年間）及び罰金50万円、元取締役は懲役10月（執行猶予2年間）及び罰金30万円の判決を受け、同月19日、その刑が確定した。

このことは建設業法第28条第1項第3号に該当する。



兵庫県告示第363号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間
平成21年 5月11日から平成22年 2月26日まで
- 3 作業地域
南あわじ市



兵庫県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 3月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 3月30日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2号	加古郡播磨町野添城三丁目48番1から 加古川市平岡町高畑字菖蒲14番2まで	旧	14.0から 15.0まで	187.0	
		新	14.0から 19.0まで	187.0	



兵庫県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 4月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 3月30日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 明石高砂線	明石市新明町282番1から 同 市林崎町1丁目830番5まで	旧	16.0から 33.0まで	404.0	一部 予定地
		新	16.0から 33.0まで	404.0	



兵庫県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年3月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月30日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 中三河佐用線	佐用郡佐用町奥長谷字前田470番2から 同 郡同 町奥長谷字日ノ浦429番1まで	旧	5.0から 12.0まで	161.0	
		新	5.0から 12.0まで	163.0	



兵庫県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年3月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月30日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大谷鮎原神代線	洲本市五色町広石中字宮ノ下37番1から 同 市五色町広石下字北堂1668番2まで	旧	12.0から 47.0まで	232.0	予定地
		新	12.0から 47.0まで	232.0	一部 予定地
県道 上内膳塩尾線	淡路市塩尾字出口561番3から 同 市塩尾字出口542番1まで	旧	4.0から 11.0まで	35.0	
		新	4.0から 20.0まで	35.0	



兵庫県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年3月30日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 網干たつの線	揖保郡太子町吉福字西川原256番から たつの市揖保町東用字村東375番6まで	旧	4.0から 18.0まで	1,616.0	
		新	4.0から 18.0まで 12.0から 43.0まで	1,616.0 1,539.0	予定地



兵庫県告示第369号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 3 7 3 号	佐用郡佐用町延吉字桑河内1178番 1 から 同 郡同 町延吉字山ノ神1022番 3 まで 佐用郡佐用町延吉字桑河内1178番 1 から 同 郡同 町延吉字山ノ神1035番 1 まで

2 指定する期日

平成22年 4月 1日



兵庫県告示第370号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 3 7 3 号	佐用郡佐用町延吉字桑河内1178番 1 から 同 郡同 町延吉字山ノ神1022番 3 まで 佐用郡佐用町延吉字桑河内1178番 1 から 同 郡同 町延吉字山ノ神1035番 1 まで

2 指定する期日

平成22年 4月 1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



兵庫県告示第371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 3. 13号山手幹線
- 3 事業施行期間
変更前 平成 7年 3月28日から平成22年 3月31日まで
変更後 平成 7年 3月28日から平成25年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 3. 13号山手幹線
- 3 事業施行期間
変更前 平成 7年 8月 1 日から平成22年 3月31日まで
変更後 平成 7年 8月 1 日から平成24年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 4. 10号垂水妙法寺線
- 3 事業施行期間
変更前 平成15年 7月22日から平成22年 3月31日まで
変更後 平成15年 7月22日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第374号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
8.7.22号灘駅線
- 3 事業施行期間
変更前 平成16年 6月 4日から平成22年 3月31日まで
変更後 平成16年 6月 4日から平成23年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第375号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
小野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業小野市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和54年10月 5日から平成22年 3月31日まで
変更後 昭和54年10月 5日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称

丹波市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
柏原都市計画下水道事業柏原町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和52年 2月 1日から平成22年 3月31日まで
変更後 昭和52年 2月 1日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
淡路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
淡路・東浦都市計画下水道事業淡路・東浦広域公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成 7年 4月11日から平成22年 3月31日まで
変更後 平成 7年 4月11日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業社町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和55年 8月 1日から平成22年 3月31日まで
変更後 昭和55年 8月 1日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業滝野町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和54年 9月18日から平成22年 3月31日まで
変更後 昭和54年 9月18日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第380号

公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成22年 3月30日

東播磨港港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 出願人の所在地、名称及び代表者
出願人 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号
名 称 三菱重工業株式会社
代表者 住 所 東京都渋谷区広尾四丁目1番18-507号
氏 名 取締役社長 大 宮 英 明
- 2 埋立区域
 - (1) 位 置
高砂市荒井町新浜二丁目2763番、2764番及び2764番と2566番1に接する国有地の地先公有水面
 - (2) 区 域
次の各地点のうち、①の地点から⑦の地点までを順次結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ昭和44年12月17日付け兵庫県指令港第235号の1で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.85mにより決定）、⑧の地点と⑨の地点を結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D. L. +1.70m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。
基点：国土地理院四等三角点「沖浜ポンプ場」
北緯 34度44分55秒6244
東経 134度47分28秒2264

①の地点	基点から	217度33分00秒	256.78mの地点
②の地点	①の地点から	197度48分16秒	7.76mの地点
③の地点	②の地点から	287度48分16秒	0.82mの地点
④の地点	③の地点から	197度48分16秒	46.78mの地点
⑤の地点	④の地点から	217度33分00秒	147.99mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	127度33分00秒	0.87mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	217度33分00秒	6.11mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	352度49分35秒	253.36mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	127度37分44秒	0.08mの地点
- (3) 面 積

33,999.28平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

高砂市荒井町新浜二丁目2763番、2764番及び2764番と2566番1に接する国有地の地内並びに同市荒井町新浜二丁目2763番から同市高砂町沖浜町872番3地先道路の前面国有地を経て同市高砂町相生町945番8に至る間の地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点のうち、Aの地点からJの地点までを順次に結んだ線及びJの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：国土地理院四等三角点「沖浜ポンプ場」

北緯 34度44分55秒6244

東経 134度47分28秒2264

- Aの地点 基点から 170度00分46秒 454.17mの地点
- Bの地点 Aの地点から 218度06分32秒 230.16mの地点
- Cの地点 Bの地点から 307度44分20秒 216.30mの地点
- Dの地点 Cの地点から 39度10分16秒 36.30mの地点
- Eの地点 Dの地点から 350度48分46秒 45.12mの地点
- Fの地点 Eの地点から 307度39分30秒 250.22mの地点
- Gの地点 Fの地点から 37度39分38秒 228.04mの地点
- Hの地点 Gの地点から 127度39分38秒 183.11mの地点
- Iの地点 Hの地点から 217度51分36秒 13.48mの地点
- Jの地点 Iの地点から 197度48分00秒 55.70mの地点

(3) 面 積

108,835.71平方メートル

4 埋立地の用途

はん用機械器具製造業用地、緑地及びふ頭用地

5 出願年月日

平成22年 3月15日

6 縦覧の期間及び場所

平成22年 3月30日から 3週間

関係図書は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局加古川土木事務所並びに高砂市まちづくり部において縦覧に供する。



兵庫県告示第381号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び各県民局土木事務所まちづくり建築課（神戸県民局及び淡路県民局にあってはまちづくり課）において縦覧に供する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 変更に係る事項

兵庫県土地利用計画図の一部及び兵庫県土地利用基本計画書の全部の変更

2 変更に係る区域

地域名	変更に係る市町
都市地域	尼崎市、豊岡市及び南あわじ市の各一部
農業地域	姫路市、小野市、加東市、加古郡稲美町及び神崎郡福崎町の各一部
森林地域	神戸市、洲本市、宝塚市、三木市、宍粟市、加東市、神崎郡福崎町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の各一部



兵庫県告示第382号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建造物等として次のものを指定する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第 5 次 指 定

名称	所在地
尼崎市立大庄公民館	尼崎市大庄西町 3 - 6 - 14
高碓記念館	宝塚市雲雀丘 1 - 7 - 58
黒川小学校	川西市黒川字谷垣内295
高井家住宅	加西市北条町横尾127
松田家住宅	相生市相生 5 - 9 - 10
老松酒造	宍粟市山崎町山崎12
山陽盃酒造	宍粟市山崎町山崎28
本家門前屋	宍粟市山崎町山崎50
幽石軒	丹波市柏原町南多田1049
洲本城展望休憩所	洲本市小路谷1272 - 2



兵庫県告示第383号

平成 5 年兵庫県告示第189号の 3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2 (1) の表 6 の款の次に次のように加える。

6 の (2)	中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道・鳥取自動車道）	第 1 種 禁止地 域等	播磨ジャンクショ	播磨新宮インターチェンジ	路 端 から 1,000 メートル以内の区域（用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域を除く。）	播磨ジャンクショ	播磨新宮インターチェンジ	用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域	たつの市 相生市 佐用町
			佐用ジャンクショ	岡山県境		佐用ジャンクショ	岡山県境		

5 の表 1 の款を削り、同表 2 の款を同表 1 の款とする。



兵庫県告示第384号

平成 6 年兵庫県告示第790号（景観形成地区の指定）の一部を次のように改正し、平成22年 4 月 1 日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、西播磨県民局及びたつの市役所において縦覧に供する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中たつの市御津町室津地区景観形成地区区域図の一部を改める。



兵庫県告示第385号

平成6年兵庫県告示第791号（景観形成基準）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。その関係図書は、兵庫県庁、西播磨県民局及びたつの市役所において縦覧に供する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (3)中「伝統的な町家で構成される町なみ景観の形成を通りの特性に合わせて図る。」を「通りの特性に合わせて伝統的な町家を活かした町なみ景観の形成を図る。」に改める。

2 (1)中たつの市御津町室津地区景観形成地区基準付図の一部を改める。



兵庫県告示第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、豊岡都市計画区域、城崎都市計画区域、出石都市計画区域及び日高都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画区域の名称
豊岡都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
兵庫県豊岡市の行政区域全体（地先公有水面を含む。）
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
なし



兵庫県告示第387号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、南淡都市計画区域、西淡都市計画区域及び緑都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画区域の名称
南あわじ都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
兵庫県南あわじ市大字山添、広田広田、広田中筋、中条中筋、中条徳原、中条広田、倭文長田、倭文神道、倭文庄田、倭文土井、倭文安住寺、松帆古津路（地先公有水面を含む。）、松帆慶野（地先公有水面を含む。）、松帆北浜、松帆櫛田、松帆宝明寺、松帆北方、松帆塩浜、松帆江尻、松帆高屋、松帆脇田、松帆戒旦寺、松帆志知川、松帆西路、湊（地先公有水面を含む。）、湊里、津井（地先公有水面を含む。）、阿那賀（地先公有水面を含む。）、阿那賀志知川（地先公有水面を含む。）、阿那賀西路（地先公有水面を含む。）、伊加利、志知奥、志知口、志知飯山寺、志知南、志知北、志知、志知鈺、榎列大榎列、榎列小榎列、榎列西川、榎列上幡多、榎列下幡多、榎列掃守、榎列松田、八木馬回、八木寺内、八木大久保、八木入田、八木養宜中、八木養宜上、八木鳥井、八木立石、八木国分、八木新庄、八木野原、八木徳野、市青木、市円行寺、市小井、市善光寺、市市、市福永、市十一ヶ所、市徳長、市新、市三條、神代社家、神代浦壁、神代黒道、神代喜来、神代富田、神代地頭方、神代國衛、倭文流、倭文委文、倭文高、志知松本、志知佐礼尾、志知難波、志知中島、福良（地先公有水面を含む。）、賀集鍛冶屋、賀集、賀集八幡、賀集八幡南、賀集八幡中、賀集八幡北、賀集立川瀬、賀集野田、賀集牛内、賀集長原、賀集内ヶ原、賀集生子、賀集福井、北阿万稲田南、北阿万伊賀野、北阿万新田中、北阿万新田北、北阿万筒井、潮美台一丁目、潮美台二丁目、潮美台三丁目、阿万上町、阿万下町、阿万塩屋町（地先公有水面を含む。）、阿万吹上町（地先公有水面を含む。）、阿万西町（地先公有水面

を含む。)及び阿万東町(地先公有水面を含む。)

- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
なし



兵庫県告示第388号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 豊岡都市計画道路
 - 3.7.80号城崎竹野線
 - 3.7.81号瀬戸竹野線
 - 3.6.260号東條町弘原線
 - 3.6.261号町分線
 - 3.6.262号柳福住線
 - 3.6.263号川原町線
 - 3.6.264号小人町線
 - 1.4.2号北近畿豊岡自動車道南線
 - 3.5.10号浅倉鶴岡線
 - 3.5.11号東構府中新線
 - 3.5.12号祢布久田谷線
 - 3.5.13号江原新町東構線
 - 3.4.284号センター環状線
 - 3.4.285号駅前線
 - 3.5.286号日高北インター線
 - 3.4.287号鶴岡八丁線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
区域の変更なし



兵庫県告示第389号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 豊岡都市計画公園
 - 5.5.2号竹野中央公園
 - 5.5.3号植村直己記念スポーツ公園
- 2 都市計画を変更した土地の区域
区域の変更なし



兵庫県告示第390号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
南あわじ都市計画道路
3.5.400号福良港線
3.5.420号湊線
3.5.421号湊古津路線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
区域の変更なし



兵庫県告示第391号

昭和39年兵庫県告示第332号（建築基準法第42条第2項の規定による道の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2中「昭和25年11月24日以後」を「昭和25年11月24日から平成22年3月31日までの間」に改める。



兵庫県告示第392号

昭和46年兵庫県告示第223号（建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第1条中「同条第1項に規定する建築計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」という。）」を「同条第1項の書類（以下「概要書等」という。）」に改める。

第2条中「概要書」を「概要書等」に改め、「建築物の敷地の位置」を「建築物の敷地又は道路の位置」に改める。

第3条、第4条、第5条及び第6条中「概要書」を「概要書等」に改める。

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消年月日
廣芝商事 株式会社	川西市中央町15番4号	平成22年3月1日



大規模小売店舗に対する県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出をした者に対し、同法第8条第4項の規定により、次のとおり意見を述べた。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ロックシティ姫路

所在地 姫路市延末字狭間435-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ロック開発株式会社

代表者の氏名 羽間和彦

住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67

3 意見を述べた年月日

平成22年3月18日

4 意見の概要

- (1) 計画地東側の踏切や周辺の狭隘な道路を通過しての来店を防止するため、看板の設置やプラカードによる誘導について、具体的な表示内容、設置位置、数量等を示した実効性のある対策を関係機関と協議の上、提示すること。
- (2) 入口③については、入口①における入庫待ち車両が溢れ、県道姫路港線の交通に支障を及ぼす場合に限って運用するものであり、すべての日祝日等に亘って広範に開門すべきではないことから、特定日かつ特定時間に限定する旨の具体的な基準を明確にすること。

5 意見の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成22年3月30日から1月間

企業庁告示

兵庫県企業庁告示第1号

昭和44年兵庫県企業庁告示第3号（地方公営企業法の規定による兵庫県公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から適用する。

平成22年3月30日

兵庫県公営企業管理者 岡田泰介

1の表及び2の表中「兵庫県電気事業」を削る。